

別表第33中「会計課」を「会計チーム」に、

検査課	分室長	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----	-----	------------------

を

検査チーム	農協検査幹	農協検査員としての職務及び農協検査員の事務の総括掌理
	主任農協検査員	農協検査員としての職務及び農協検査幹の職務遂行の補佐
	農協検査員	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第94条並びに農業災害補償法第142条の3及び第142条の4に規定する職務並びに同法第142条の2に規定する職務(検査に関するものに限る。)

に改める。

別表第36の地方事務所の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
地域改革推進幹	コモンズに関する政策及び地域の課題の調整に関する事務の総括掌理
土地利用・建築室長	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
技術主幹	チームリーダーの技術に関する職務の遂行の補佐

に、

小作主事	地方自治法施行規程第17条第2項に規定する職務
肥料検査員	肥料取締法第30条第1項及び第3項に規定する職務

を

小作主事	地方自治法施行規程第17条第2項に規定する職務
------	-------------------------

に、

地方種畜検査委員	地方種畜検査委員(木曾を除く。)	に、
漁業監督吏員	漁業監督吏員(木曾を除く。)	

を

森林害虫防除員	森林害虫防除員(木曾を除く。)	に、
---------	-----------------	----

会計審査幹(佐久、上小、上伊那、下伊那、松本及び長野に限る。)	会計審査に関する専門的事務の総括掌理
広域水利事業対策幹(松本に限る。)	広域的な農業水利事業に関する専門的事務の総括掌理

を

広域水利事業対策幹(松本に限る。)	広域的な農業水利事業に関する専門的事務の総括掌理
-------------------	--------------------------

に、

土地改良専門員(佐久、上小、下伊那、松本、長野及び北信に限る。)	土地改良事業に関する専門的事務
建築専門員(佐久、上伊那、松本及び長野に限る。)	建築に関する専門的事務

を

土地改良専門員(佐久、上小、上伊那、下伊那、松本、長野及び北信に限る。)	土地改良事業に関する専門的事務
--------------------------------------	-----------------

に改める。

別表第36の消防学校の項中

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
教頭	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理

に改め、同項の次に次のように加える。

消防防災航空センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	航空専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な操縦業務

別表第36の福祉大学の項中

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
副校長	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理

を

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の児童相談所の項中「課長」を「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に改め、同表の諏訪湖健康学園の項の次に次のように加える。

男女共同参画センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
------------	----	------------------

別表第36中

「身体障害者リハビリテーションセンター」を

課長	
----	--

「県立総合リハビリテーションセンター」に、「課務」を「チ

チームリーダー	
---------	--

ムの事務」に改め、同表の労政事務所の項中

「南信労政事務所分室」を「分室」に改め、同表の技術専

門校の項中「課長」を「チームリーダー」に、「課務」を「チーム

の事務」に改め、同表の保健所の項中「課長」を

「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に、

地域保健推進幹	地域保健対策に関する専門的事務の総括掌理
技術専門員	高度な技術指導

を

地域保健推進幹	地域保健対策に関する専門的事務の総括掌理
---------	----------------------

に、

毒物劇物監視員	毒物及び劇物取締法第17条第1項及び第2項に規定する職務
---------	------------------------------

を

毒物劇物監視員	毒物及び劇物取締法第17条第1項及び第2項に規定する職務
農業検査員	農業取締法第13条第1項及び第3項に規定する職務
肥料検査員	肥料取締法第30条第1項及び第3項に規定する職務

に改め、同表の食肉衛生検査所の項中「課長」を「チームリーダー」

に、「課務」を「チームの事務」に改め、同表の動物愛護センター

の項中「課長」を「チームリーダー」に、「課務」を「チ

ムの事務」に改め、同表の環境保全研究所の項の次に次のように加える。

諏訪湖事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第36の計量検定所の項中「課長」を

「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に改め、

同表の松本空港管理事務所の項の次に次のように加える。

木曾農林振興事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
	小作主事	地方自治法施行規程第17条第2項に規定する職務
	地方種畜検査委員	家畜改良増殖法第33条第3項に規定する職務
	漁業監督吏員	漁業法第74条に規定する職務
	林業改良指導員	森林法第187条第2項に規定する職務
森林害虫防除員	森林病虫害等防除法第11条に規定する職務	

別表第36の病虫害防除所の項中「課長」を

「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に改め、

同表の地域農業改良普及センターの項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の農業総合試験場 農事試験場 果樹試験場 野菜花

き試験場 畜産試験場 中信農業試験場 南信農業試験場の項中

野菜花き試験場佐久支場	支場長	支場の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
-------------	-----	---------------------

を

	主任専門技術員（農業総合試験場及び中信農業試験場に限定。）	専門技術員としての職務及び専門技術員の事務の総括掌理
	副主任専門技術員（農業総合試験場及び中信農業試験場に限定。）	専門技術員としての職務及び主任専門技術員の職務遂行の補佐
	専門技術員（農業総合試験場及び中信農業試験場に限定。）	農業改良助長法第8条第2項に規定する職務及び改良普及員の指導
野菜花き試験場佐久市場	支場長	支場の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改め、同表の家畜保健衛生所の項中「課長」を

「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に、

	室長（松本に限る。）	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
佐久家畜保健衛生所上田支所	支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

佐久家畜保健衛生所上田支所	支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------------	-----	---------------------

に改め、同表の建設事務所の項中

次長	を	次長（下伊那南部建設事務所を除く。）	に、「課務」を「チームの事務」に、
課長		チームリーダー	

に改め、同表の建設事務所の項中

	河川監理員	河川法（昭和39年法律第167号）第77条第1項に規定する職務
飯田建設事務所南部支所	支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	支所長の職務遂行の補佐及び事務の整理

を

	河川監理員	河川法（昭和39年法律第167号）第77条第1項に規定する職務
--	-------	---------------------------------

に改め、同表の千曲川流域下水道建設事務所の項中「課長」を

「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に改め、

同表のダム管理事務所の項及び砂防事務所の項を次のように改める。

ダム管理事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び事務の整理
	ダム操作技師	ダムに関する技能的技術業務
	ダム水路主任技術者	電気事業法第72条第1項に規定する職務
	チームリーダー（裾花ダム管理事務所に限定。）	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
commons・砂防センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第36の佐久高速道事務所の項及び北信新幹線事務所の項中

「課長」を「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に改め、同表に次のように加える。

会計センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	分室長	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
	会計審査幹	会計審査に関する専門的事務の総括掌理
	工事検査幹	工事検査員としての職務及び工事検査員の事務の総括掌理
	主任工事検査員	工事検査員としての職務及び工事検査員の事務の掌理
	工事検査員	工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監査

別表第38の短期大学の項及び看護大学の項中「課長」を

「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に改める。

別表第41の左欄の項の次に次のように加える。

県税収納推進センター所長	総務部長
--------------	------

別表第41の行政情報センターの項中「情報公開課長」を

「情報公開・法規チームリーダー」に改め、同項の次に次のように加える。

情報公開・法規チームリーダー	
----------------	--

建設産業総合支援センター所長	県土活用支援チームリーダー
----------------	---------------

別表第41の宅地住宅相談所の項中「**建築管理課長**」を

「**建築まちづくりチームリーダー**」に改め、同項の次に次のよ

うに加える。

中小企業労働相談所長	地方事務所産業労働チームリーダー
------------	------------------

別表第41の中小企業労働相談所長の項及び長野県阿南介護老人保健施設長の項を次のように改める。

長野県東信労政事務所長	長野県上小地方事務所産業労働チームリーダー
長野県南信労政事務所長	長野県上伊那地方事務所産業労働チームリーダー
長野県中信労政事務所長	長野県松本地方事務所産業労働チームリーダー
長野県北信労政事務所長	長野県長野地方事務所産業労働チームリーダー
長野県東信労政事務所佐久分室長	長野県佐久地方事務所産業労働チームリーダー
長野県南信労政事務所岡谷分室長	長野県諏訪地方事務所産業労働チームリーダー
長野県南信労政事務所飯田分室長	長野県下伊那地方事務所産業労働チームリーダー
長野県中信労政事務所木曾分室長	長野県木曾地方事務所産業労働チームリーダー
長野県中信労政事務所大町分室長	長野県北安曇地方事務所産業労働チームリーダー
長野県北信労政事務所中野分室長	長野県北信地方事務所産業労働チームリーダー

別表第41の長野県木曾看護専門学校長の項の次に次のように加える。

長野県諏訪湖事務所長	長野県諏訪地方事務所長
------------	-------------

別表第41の長野県松本創業支援センター所長の項の次に次のように加える。

長野県木曾農林振興事務所長	長野県木曾地方事務所長
農業改良普及センター所長(木曾を除く。)	地方事務所農業自律チームリーダー
長野県木曾農業改良普及センター所長	木曾農林振興事務所次長

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(測量業者登録簿閲覧に関する規則等の一部改正)

2 次に掲げる規則の規定中「長野県土木部監理課」を「長野県土木部県土活用支援チーム」に改める。

- (1) 測量業者登録簿閲覧に関する規則(昭和37年長野県規則第5号)第2条
- (2) 建設業法施行細則(昭和47年長野県規則第8号)第3条第1項
- (3) 浄化槽法施行細則(昭和60年長野県規則第33号)第2条第1項
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年長野県規則第36号)第3条第1項(地すべり等防止法施行細則等の一部改正)

3 次に掲げる規則の規定中「砂防事務所」を「コンゴズ・砂防センター」に改める。

- (1) 地すべり等防止法施行細則(昭和34年長野県規則第16号)第9条第2号
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和44年長野県規則第57号)第13条第1項
- (3) 長野県砂防指定地管理規則(平成15年長野県規則第21号)第17条(宅地建物取引業法施行細則等の一部改正)

4 次に掲げる規則の規定中「長野県住宅部建築管理課」を「長野県住宅部建築まちづくりチーム」に改める。

- (1) 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年長野県規則第11号)第4条第1項
- (2) 不動産特定共同事業者名簿閲覧に関する規則(平成7年長野県規則第19号)第2条(長野県報発行規則の一部改正)

5 長野県報発行規則(昭和33年長野県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「局、課」を「チーム」に改める。
(長野県県税に関する規則の一部改正)

6 長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「長野県総務部税務課」を「長野県総務部県税チーム」に改め、同条第3号中「地方事務所税務課」を「地方事務所県税チーム」に改める。

第118条第1号中「長野県総務部税務課」を「長野県総務部県税チーム」に改め、同条第2号中「地方事務所税務課」を「地方事務所県税チーム」に改める。

様式第8号の一般用の第3片の備考の3の表の県たばこ税の項中

「**長野県総務部税務課**」を「**長野県総務部県税チーム**」に改め、同様式の

個人事業税用及び不動産取得税用中「**課長印**」を

「**確認印**」に改め、同様式の鉾区税用中

「**長野県総務部税務課**」を「**長野県総務部県税チーム**」に、

「課長印」を「確認印」に、「(納付場所→指定金融機関総括店→県庁 税務課保管)」を「(納付場所→指定金融機関総括店→県庁 県税チーム保管)」に、「長野県総務部税務課」を「長野県総務部県税チーム」に、「長野県総務部税務課」を「長野県総務部県税チーム」に改める。

様式第10号の自動車税用の表面中「長野県総務部税務課」を「長野県総務部県税チーム」に、「課長印」を「確認印」に、「(県税務課保存)」を「(県税チーム保存)」に改める。

様式第11号の一般用の第3片中「課長」を「確認」に改め、同様式の税務総合オンライン端末用中「課長印」を「確認印」に改め、同様式の自動車税手書き用の第1片中「長野県総務部税務課」を「長野県総務部県税チーム」に、「(納付場所→指定金融機関総括店→総務部税務課)」を「(納付場所→指定金融機関総括店→総務部県税チーム)」に、「課長印」を「確認印」に改め、同自動車税手書き用の第2片及び第3片中「長野県総務部税務課」を「長野県総務部県税チーム」に改め、同様式の自動車税オンライン端末用中「長野県総務部税務課」を「長野県総務部県税チーム」に、「課長印」を「確認印」に、「(納付場所→八十二銀行県庁内支店→総務部税務課)」を「(納付場所→八十二銀行県庁内支店→総務部県税

チーム)」に、「長野県総務部税務課」を「長野県総務部県税チーム」に改める。

様式第37号の一般用の表面中「課所 地方事務所(税務課)」を「地方事務所(県税チーム)」に改め、同様式の複数税目・複数年度充当用中「課所 地方事務所(税務課)」を「地方事務所(県税チーム)」に改め、同様式の自動車税還付用中「地方事務所(県税チーム)」を「予算執行主管課 税務課」を「予算執行主管課 県税チーム」に改める。

様式第38号中「地方事務所税務課(長野県総務部税務課)」を「地方事務所県税チーム(長野県総務部県税チーム)」に改める。
(建築基準法施行細則の一部改正)

7 建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「住宅部建築管理課」を「住宅部建築まちづくりチーム」に改める。

第18条中「長野県住宅部建築管理課」を「長野県住宅部建築まちづくりチーム」に改める。
(被服貸与規則の一部改正)

8 被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(5)の項中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「総合リハビリテーションセンター」に改め、同1の(24)の2の項中「上田食肉衛生検査所検査第二課」を「上田食肉衛生検査所検査第二チーム」に改め、同1の(24)の3の項中「けんこう課」を「けんこうチーム」に改め、同1の(27)の項中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「総合リハビリテーションセンター」に改め、同1の(32)の項中「危機管理・消防防災課に」を「危機管理局に」に、「危機管理・消防防災課消防防災航空分室」を「消防防災航空センター」に改め、同1の(32)の2の項中「危機管理・消防防災課消防防災航空分室」を「消防防災航空センター」に改め、同1の(47)の項中「農政部」を「生活環境部、農政部」に改め、同表の2の(2)の項中「特殊教育諸学校」を「自律教育諸学校」に改める。
(長野県収入証紙規則の一部改正)

9 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「課」を「チーム」に改め、同条第3項中「課の」を「チームの」に、「会計課長」を「会計チームリーダー」に改める。

第5条の2及び第5条の3第1項中「地方事務所長」を「会計

センター所長又は会計センター分室長」に改める。

第11条第2項及び第12条第2項中「地方事務所長」を「会計センター所長及び会計センター分室長」に改める。

様式第2号中「現地機関等の長 課(所)名」を「現地機関等の長 チーム(所)名」に改める。

様式第2号の2中「地方事務所長 殿」を「会計センター所長 殿(会計センター分室長)」に改める。

様式第3号中「地方事務所長 殿」を「長野県知事 殿」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「地方事務所長 殿」を「会計センター所長 殿(会計センター分室長)」に改める。

様式第8号中「地方事務所長 殿」を「長野県知事 殿」に改める。

(知事及び出納長の職務代理者を定める規則の一部改正)

10 知事及び出納長の職務代理者を定める規則(昭和39年長野県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2条中「会計課長」を「会計チームリーダー」に改める。

(農林業改良普及手当に関する規則の一部改正)

11 農林業改良普及手当に関する規則(昭和40年長野県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(兼ねて命ぜられている職員を除く。以下同じ。)」を削る。

(財務規則の一部改正)

12 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、危機管理室」及び「(信州ブランド・観光戦略局を除く。)」を削り、同条第3号中「課」を「チーム」に、「チーム」を「課」に改め、同条第5号中「課」を「チーム」に改める。

第5条第1項、第2項及び第4項並びに第48条中「課」を「チーム」に改める。

第53条第1項中「会計局会計課長」を「会計チームリーダー」に、「税務課長」を「県税チームリーダー」に改める。

第74条第2項第1号、第161条、第162条第1項及び第2項、第164条、第165条第1項並びに第287条中「課」を「チーム」に改める。

別表第1の2中「身体障害者リハビリテーションセンター 西駒郷地域生活支援センター 東信労政事務所 南信労政事務所 中信労政事務所 北信労政事務所」を「西駒郷地域生活支援センター」に改め、同表の3中「須坂病院」を「佐久家畜保健衛生所 伊那家畜保健衛生所 飯田家畜保健衛生所 松本家畜保健衛生所 長野家畜保健衛生所 須坂病院」に、「こども病院」を「こども病院 総合リハビリテーションセンター」に改め、同表の4中「環境保全研究所」を「環境保全研究所 諏訪湖事務所」に改め、同表の6中「農業大学校 佐久農業改良普及センター 上小農業改良普及センター 上伊那農業改良普及センター 下伊那農業改良普及センター 松本農業改良普及センター 長野農業改良普及センター 北信農業改良普及センター」を「木曾農林振興事務所 農業大学校」に、「佐久家畜保健衛生所 伊那家畜保健衛生所 飯田家畜保健衛生所 松本家畜保健衛生所 長野家畜

保健衛生所 水産試験場」を「水産試験場」に改め、同表の8中「臼田建設事務所」を「南佐久建設事務所」に、「飯田建設事務所」を「飯田建設事務所 下伊那南部建設事務所」に、「犀川砂防事務所 姫川砂防事務所 土尻川砂防事務所」を「犀川 commons・砂防センター 姫川 commons・砂防センター 土尻川 commons・砂防センター」に改め、同表の10を次のように改める。

10 危機管理局関係

消防学校 消防防災航空センター

別表第1の11中「松本空港管理事務所」を「男女共同参画センター 松本空港管理事務所」に改める。

様式第3号の表中「課(所)名」を

「チーム(所)名」に改める。

様式第4号の現金用及び有価証券用中「課(所)名」を

「チーム(所)名」に改め、同様式の土地用のその1 総括

表中「課(所)名」を「チーム(所)名」に改め、同様式の美術品用のその1 総括表中「課(所)名」を

「チーム(所)名」に改める。

様式第10号中「課所名」を「チーム所名」に改める。

様式第13号中「課所名」を「チーム所名」に改める。

様式第17号中「予算計上課」を「予算計上チーム」に

改める。

様式第19号中「| 主管課用 |」を「| 主管チーム用 |」に、

「予算執行 主管課」を「予算執行 主管チーム」に改める。

様式第21号及び様式第22号中「課(所)名」を「チーム(所)名」に改める。

様式第24号中「課長」を「チームリーダー」に改め、

同様式の備考の1中「課」を「チーム」に改める。

様式第25号中「課長」を「チームリーダー」に改め、

同様式の備考中「課」を「チーム」に改める。

様式第29号中「課長」を「チームリーダー」に改め、

同様式の備考中「課」を「チーム」に改める。

様式第32号中「課(所)名」を「チーム(所)名」に改める。

様式第36号中「

執行課所名

」を「

執行チーム所名

」に改める。

様式第53号中「

課所

」を「

チーム所

」に改める。

様式第60号中「(会計局会計課長経由)」を「(会計チームリーダー経由)」に改める。

様式第61号中「所(課)」を「所(チーム)」に改める。

様式第63号、様式第65号、様式第69号及び様式第70号中

「

課計

」を「

チーム計

」に改める。

様式第77号中「課()」を「チーム()」に改め、同様式の備考の2中「課計」を「チーム計」に改める。

様式第78号中「

再配当先課所

」を

「

再配当先チーム所

」に、「

主管課

」を

「

主管チーム

」に改める。

様式第79号中「

流用課

」を「

流用チーム

」に改める。

様式第80号中「

主管課

」を「

主管チーム

」に改める。

様式第90号中「課所・地事課」を「チーム所・地事チーム」に改める。

様式第91号中「(課所扱)」を「(チーム所扱)」に改める。

様式第94号中「課所・地事課」を「チーム所・地事チーム」に改める。

様式第95号の税外収入金電子計算システム手書用の第1片中

「

課所

」を「

チーム所

」に、「

地事課

」を「

地事チーム

」に改める。

様式第96号中「(課扱)」を「(チーム扱)」に改める。

様式第105号中「

課所

」を「

チーム所

」に、「(税務課)」

を「(県税チーム)」に改める。

様式第107号中「課(所)長 団」を「チーム(所)長 団」に改める。

様式第114号の税外収入金用の表中「

課所

」を

「

チーム所

」に改める。

様式第116号中「

課所	頁
----	---

」を

「

チーム所	頁
------	---

」に、「

課所	年度
----	----

」を

「

チーム所	年度
------	----

」に、「

課所合計

」を

「

チーム所合計

」に改める。

様式第125号中「(主管課長経由)」を「(主管チームリーダー経由)」に改める。

様式第126号の備考の2中「課」を「チーム」に改める。

様式第127号中「(主管課長経由)」を「(主管チームリーダー経由)」に改める。

様式第128号及び様式第128号の2中「

課所コード

」を

「

チーム所コード

」に、「

課所名

」を

「

チーム所名

」に改める。

様式第128号の3及び様式第128号の4中「

課所コード

」を

「

チーム所コード

」に、「

課所名

」を

「

チーム所名

」に改める。

様式第128号の5中「

課所コード

」を

「

チーム所コード

」に、「

課所名

」を

「

チーム所名

」に改める。

様式第129号中「

課所

」を「

チーム所

」に改める。

様式第131号中「課所・地事課」を「チーム所・地事チーム」に改める。

様式第132号中「課・所(出納員)」を「チーム・所(出納員)」に改める。

「

課(所)

」を「

チーム(所)

」に改める。

様式第133号中「

課(所)

」を「

チーム(所)

」に改

める。

様式第134号中「| 課 |」を「| チーム |」に、

「

主管課
購買担当課

」を「

主管チーム
購買担当チーム

」に、「主管課調達」

を「主管チーム調達」に、「年 月 日 課(所)」

を「年 月 日 チーム(所)」に、

「課(所)」を「チーム(所)」に、

「購買担当課」を「購買担当チーム」に改め、同様式の備考の1中「購買担当課」を「購買担当チーム」に改め、同備考の3中「主管課及び購買担当課」を「主管チーム及び購買担当チーム」に改める。

様式第136号の給料及び諸手当中「予算主管課」を

「予算主管チーム」に、「調整手当」を

「地域手当」に改める。

様式第143号中「予算執行主管課(所)」を

「予算執行主管チーム(所)」に、「住所(課)」を「住所(チーム)」に改める。

様式第153号中「課所」を「チーム所」に改める。

様式第154号中「課所」を「チーム所」に改める。

様式第155号の電子計算システム端末機出力用の表中

「課所」を「チーム所」に改め、同電子計算システム端末機出力用の裏中「課所」を「チーム所」に改める。

様式第156号中「課(所)」を「チーム(所)」に改める。

様式第157号中「課所名」を「チーム所名」に改める。

様式第161号中「部(課)所 長 団」を「部(チーム)所 長 団」に改める。

様式第193号及び様式第194号中「課(所)」を「チーム(所)」に改める。

様式第195号中「主管課(所)」を

「主管チーム(所)」に改める。

様式第196号中「主管課用」を「主管チーム用」に、

「主管課(所)」を「主管チーム(所)」に改め、同様の備考中「主管課」を「主管チーム」に改める。

様式第198号中「主管課(所)」を

「主管チーム(所)」に改める。

様式第204号中「課(所)名」を「チーム(所)名」に改める。

様式第208号及び様式第220号中「当課(所)」を「当チーム(所)」に改める。

様式第222号中「課(所)」を「チーム(所)」に改める。

様式第238号及び様式第264号中「当課(所)」を「当チーム(所)」に改める。

様式第271号の表中「課」を「チーム」に改める。

様式第272号中「課(所)」を「チーム(所)」に改める。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

13 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「教育委員会事務局教育振興課長」を「教育委員会事務局教育振興チームリーダー」に、

「住宅部建築管理課土地・景観室長
農政部園芸特産課長」を

「企画局土地・景観チームリーダー
農政部農業生産振興チームリーダー」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

14 特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務部税務課」を「総務部県税チーム」に改め、同項第2号中「地方事務所税務課」を「地方事務所県税チーム」に改める。

第19条第1号中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「県立総合リハビリテーションセンター」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「長野県生活環境部廃棄物対策課」を「長野県生活環境部廃棄物対策チーム」に改める。

(長野県病院事業財務規則の一部改正)

16 長野県病院事業財務規則(昭和50年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「県立病院課長」を「県立病院チームリーダー」に改める。

第11条第1号中「県立病院課長」を「県立病院チームリーダー」に改め、同条第2号中「県立病院課」を「県立病院チーム」に改